

2024年9月27日

各位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保
(コード番号 9749 東証プライム)
問合せ先 経営財務部長 小西信介
(TEL 045-650-8811)

会社名 FK 株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(訂正) FK 株式会社による
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：
9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の
訂正に関するお知らせ

FK 株式会社は、本日、別添の「(訂正) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK 株式会社（公開買付者）が、富士ソフト株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年9月27日付「(訂正) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年9月27日

各位

会社名 FK株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(訂正) FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

FK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年9月5日より開始しております。

今般、外国為替及び外国貿易法(昭和42年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。)第27条第2項但書に基づき、2024年9月25日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2024年9月26日から公開買付者による対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)が可能となったこと並びに対象者が2024年9月26日付で「(変更)FK株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更についてを公表したことに伴い、2024年9月5日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書(2024年9月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2024年9月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項、並びに添付書類である2024年9月5日付「公開買付開始公告」(2024年9月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2024年9月19日付「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含み、以下「本公開買付開始公告」といいます。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2024年9月27日付で、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2024年9月4日付「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024年9月13日付で公表した「(訂正)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」及び2024年9月19日付で公表した「(変更)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で訂正及び変更された事項を含み、以下「2024年9月4日付公開買付者プレスリリース」といいます。)及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

I. 2024年9月4日付公開買付者プレスリリースの訂正内容

2024年9月4日付公開買付者プレスリリースについて、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本両公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ並びに公開買付者親会社からの出資及び融資により賄うことを予定しております。なお、公開買付者は、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、本取引に関する報道が多くなされるなど注目を集める案件となっているものと認識しており、情報漏洩リスクが高まっていると考えていることから、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち金融機関との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っておりませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降速やかに、金融機関に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本下限撤廃にかかわらず、本公開買付届出書に記載のとおり融資を提供いただくことを要請する予定です。

<中略>

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、公開買付者は、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、本取引に関する報道が多くなされるなど注目を集める案件となっているものと認識しており、情報漏洩リスクが高まっていると考えていること、及び、対象者は、ベインキャピタルに対するデュー・ディリジェンスの機会の付与を継続していることから、公開買付者は、情報漏洩への懸念があると判断し、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち対象者との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っておりませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降速やかに、対象者に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただくことを要請する予定です。この点、公開買付者としては、既述のとおり、本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付で取得できるようにするとともに、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保すべく行うものであることに加え、本両公開買付け全体として、本下限撤廃前の第1回公開買付けと比較して条件が何ら悪化するものではないことから、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただけるものと考えております。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ並びに公開買付者親会社からの出資及び融資により賄うことを予定しております。なお、公開買付者は、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、本取引に関する報道が多くなされるなど注目を集める案件となっているものと認識しており、情報漏洩リスクが高まっていると考えていることから、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち金融機関との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っておりませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降、金融機関に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本下限撤廃にかかわらず、本公開買付届出書に記載のとおり融資を提供いただくことについて同意を得ております。

<中略>

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対

象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)は、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

<前略>

なお、2024年9月3日にベインキャピタルより、「ベインキャピタルによる富士ソフト株式会社(証券コード：9749)に対する公開買付けに係る提案提出のお知らせ」が公表されているとのことです。対象者はベインキャピタルからの提案を真摯な提案と判断し、ベインキャピタル及びKKRを含めた候補者に対して適切かつ公平なプロセスを実施しているとのことです。本日現在、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案は提出されていないとのことです。対象者は、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会で慎重かつ真摯に検討を行う予定とのことです。

<中略>

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の取締役会には、対象者の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、2024年9月3日にベインキャピタルより、「ベインキャピタルプレスリリース」が公表されているとのことです。対象者はベインキャピタルからの提案を真摯な提案と判断し、ベインキャピタル及びKKRを含めた候補者に対して適切かつ公平なプロセスを実施しているとのことです。本日現在、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案は提出されていないとのことです。対象者は、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会で慎重かつ真摯に検討を行う予定とのことです。

<中略>

なお、上記 2024 年 8 月 8 日及び 2024 年 9 月 4 日開催の取締役会には、対象者の監査役 3 名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

その後、公開買付者が、2024 年 9 月 19 日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第 1 回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第 2 回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した 2024 年 9 月 24 日付意見書の内容（当該意見書の具体的な内容については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024 年 9 月 26 日付で、会社法第 370 条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。

なお、かかる検討の過程において、対象者は、各本応募株主に対し、仮に本公開買付価格を上回る公開買付価格でベインキャピタルによる公開買付けが開始されたとしても、各本応募株主は、各本応募契約に基づき各本応募予定株券等を既に第 1 回公開買付けに応募しており、かつ、各本応募契約に基づき公開買付者の承諾なく応募を撤回しない義務を負っているため、第 1 回公開買付けへの応募を撤回する余地はないのかについて確認したところ、いずれの各本応募株主からも、第 1 回公開買付けへの応募を撤回する余地はない旨の回答を得たとのことです。

また、上記の買付条件の変更に伴い、理論上、第 1 回公開買付け及び第 2 回公開買付けが実施され、さらに、ベインキャピタルによる公開買付けが実施されたとしても、対象者の最終的な株主構成として、公開買付者が本応募予定株券等（合計：20,667,670 株、所有割合：32.68%）を保有し、かつ、ベインキャピタルも一定の株式数を保有するシナリオが新たに想定され得ることとなり、これにより、第 1 回公開買付けに応募しなかった一般株主が、対象者の少数株主として残存する可能性があるものの、このような「一般株主が公開買付けの後に残存することとなるリスク」自体は従前から存在していたことに加え、対象者はベインキャピタルから対象者の非公開化取引に係る法的拘束力のある提案を未だ受領しておらず、ベインキャピタルによる公開買付けの有無及び（行われる場合の）条件の詳細が明らかではないことから、上記のシナリオが現実化する可能性の程度も明らかではないことを踏まえると、対象者としては、上記の買付条件の変更により、第 1 回公開買付けに関する強圧性が確実に高まったと判断すべき事情は不見当であり、手続の公正性に係る判断が左右されるものではないと考えているとのことです。

なお、対象者取締役会は、第 2 回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第 2 回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

<後略>

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
(訂正前)

<前略>

カ 結論

以上のことから、本追加答申書作成日においても、8 月 7 日付答申書において表明した以下の意見に変更はない。

- ・対象者の取締役会に対し、本取引の実施（本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことを含む。）を勧告する。

- ・対象者の取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益なものではない。

(訂正後)

<前略>

カ 結論

以上のことから、本追加答申書作成日においても、8月7日付答申書において表明した以下の意見に変更はない。

- ・対象者の取締役会に対し、本取引の実施（本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことを含む。）を勧告する。
- ・対象者の取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益なものではない。

また、本特別委員会は、2024年9月24日（以下「9月24日付意見書作成日」といいます。）付で、対象者取締役会に対して、以下のとおり追加意見書（以下「9月24日付意見書」といいます。）を提出したとのことです。

(vii) 9月24日付意見書に至る経緯等

(a) 9月4日付答申書提出以降における本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化

公開買付者は、以下のとおり本取引に関するストラクチャーを変更し、2024年9月19日付で本訂正届出書を提出した（以下「本ストラクチャー変更」といいます。）。

① 本公開買付けと従前呼ばれていた公開買付けを意味する第1回公開買付けにおける買付予定数の下限が撤廃された。

② 第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後、第1回公開買付けにおける応募株式数が33,658,500株（所有割合：53.22%）を下回った場合には、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始する。

③ 第2回公開買付けにおいて予定されている主要条件は、以下のとおりである。

- ・公開買付価格は8,800円である。
- ・買付予定数の下限は、33,658,500株（所有割合：53.22%）から第1回公開買付けに応募された株式の数を控除した株式数である。

(b) 上記重要な状況変化に関する当委員会の活動内容

当委員会を構成する委員に変更はない。

① 当委員会は、KKRと面談し、本ストラクチャー変更の内容及び本ストラクチャー変更を実施する理由について説明を受けた。

② 当委員会は、KKRより、KKRのリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業が作成した「変更後のストラクチャーに関する強圧性の評価」と題する書面の開示を受けた。

③ 当委員会は、対象者執行部を通じて、3DIP及びFarallonに対して、本ストラクチャー変更を踏まえた両者の方針について確認した。

④ 当委員会は、2024年9月24日、ベインキャピタルから、本ストラクチャー変更に関するベインキャピタルの考え及び本ストラクチャー変更を踏まえたベインキャピタルの今後の方針を記載した書面を受領した。

⑤ 当委員会は、当委員会が登用した各アドバイザーの専門的助言を受けつつ、上記の活動を通

じて入手した情報等を踏まえて、適時に開催した委員会において慎重に議論を重ねた。

(viii) 意見の内容

9月4日付答申書から9月24日付意見書作成日までの事情を勘案しても、9月4日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらない。

従って、9月24日付意見書作成日においても、9月4日付答申書において表明した当委員会の意見に変更はない。

(ix) 意見の理由

(a) 本取引は企業価値の向上に資するか

9月4日付答申書において認定した当該諮問事項に関する前提事実に変動はない。

よって、9月4日付答申書における当該諮問事項に関する意見に変更はない。

(b) 本取引の条件の妥当性は確保されているか

9月4日付答申書において認定した当該諮問事項に関する前提事実に変動はない。

よって、9月4日付答申書における当該諮問事項に関する意見に変更はない。

(c) 本取引において手続の公正性は確保されているか

① 強圧性について

現在3DIP及びFarallonは、KKRとの間でFiduciary Out条項を含まない応募契約を締結している。このため現時点でも既に、KKRが3DIP等の保有株式を取得する確度が高く、ベインキャピタルによる非公開化が実現する可能性は低い状況にある。本ストラクチャー変更により、公開買付者が第1回公開買付けを通じて、対象者の32.68%（所有割合。以下、本(ix)において同じです。）にかかる株式数を現に取得することになる。

そのため、本ストラクチャー変更前と比較して、理論上、第1回公開買付け及び第2回公開買付け（以下「第1回公開買付け等」と総称します。）が実施され、さらに、ベインキャピタルによる公開買付けが実施されたとしても、対象者の最終的な株主構成として、公開買付者が上記株式数を保有し、かつ、ベインキャピタルも一定の株式数を保有するシナリオが新たに想定され得ることとなった。かかるシナリオにおいては、第1回公開買付けに応募しなかった一般株主が、対象者の少数株主として残存する可能性がある。

しかし、ベインキャピタルによる公開買付けの有無及び（行われる場合の）条件の詳細が明らかではない現時点において、上記のシナリオが現実化する可能性の程度は明らかではない。また、本ストラクチャー変更前においても、第1回公開買付けとベインキャピタルによる公開買付けのいずれも成立しなかった場合に、一般株主が対象者の少数株主として残存する可能性があったのであり、このような「一般株主が公開買付けの後に残存することとなるリスク」自体は従前から存在していた。

従って、現時点において、本ストラクチャー変更後に、第1回公開買付けに関する強圧性が確実に高まったと判断すべき事情は不見当である。

なお、第2回公開買付けに強圧性が認められないかについては、第2回公開買付けの開始時における事情を前提として判断する予定である。

② 株主意思確認の機会及びマーケット・チェックについて

ア 問題の所在

上記①記載のとおり、現時点において、ベインキャピタルによる非公開化が実現する可能性は低い状況の中、本ストラクチャー変更により、公開買付者は当社の32.68%にかかる株式数を現に取得することになる。

そこで当委員会は、①早期売却を求める大株主の利益が優先されており、少数株主がKKR及びベインキャピタルそれぞれの提案を比較検討し、応募を通じて自らの意思を表明する機会が奪われていないか（行動指針に定める「株主意思の原則」の軽視ではないか）、②間接的なマーケット・チェックの結果、ベインキャピタルによる新たな対抗提案が行われる可能性が高まっているにもかかわらず、ベインキャピタルによる非公開化の可能性を閉ざすこととなり、自らマーケット・チェックの結果を放棄したこととならないか（行動指針に定める「株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉」を行っていないのではないかと）との観点からも検討を行うことが望ましいと判断した。

イ 当委員会の判断

当委員会は、以下のとおり検討を行った。

まず、上記ア①については、本ストラクチャー変更後も、ベインキャピタルが第1回公開買付けにおける価格より高い価格で公開買付けを第1回公開買付けの終了前に実行すること自体は可能であり、現にベインキャピタルは対抗公開買付けを実施する意向を公表している。

そのため、ベインキャピタルによる非公開化の実現可能性が著しく減少したとしても、ベインキャピタルによる公開買付けが開始され、少数株主がKKRとベインキャピタルの提案を比較検討する機会が完全に消滅するものではないため、「株主意思の原則」に反しているとは評価すべき事情はない。

また、上記ア②については、8月7日付答申書にて記載したとおり、これまでの経緯の中で、既に「積極的なマーケット・チェック」に準ずる競争環境が確保されてきた。加えて、ベインキャピタルからの法的拘束力を有しない提案の受領後も、ベインキャピタルからのデューデリジェンスを受け入れており、また、KKRに対して第1回公開買付けの公開買付期間を30営業日とするよう要請するなど、可能な限りの競争環境を確保してきたという過去の経緯については、本ストラクチャー変更後も覆されることはない。

さらに、本ストラクチャー変更について指摘すべき点として、第1回公開買付けが先に決済されることにより、公開買付者が対象者の32.68%にかかる株式数を取得することになるため、本取引は、支配株主による買収に準じた構造に変化しているという点が挙げられる。この点、買収者が支配株主である場合におけるマーケット・チェックについては、「既に対象会社の支配的持分を有している支配株主が対象会社を買収しようとしているのであり、第三者への売却に応じる意思が乏しい状況下において、真摯な対抗提案がされることは通常は考えにくい。そのため、マーケット・チェックが公正性担保措置として機能する場面は限定的であり、実施する意義が乏しい場合が多いと考えられる。」(M&A 指針 37 頁)とされており、現時点において、マーケット・チェックが実質的に機能し得ない状況になったとも評価できる。

以上のことからすると、手続の公正性を失わしめると判断すべき事情は不見当である。

③ 手続の公正性に関するその他の事情

これまで記載した事項以外に、9月4日付答申書において認定した当該諮問事項に関する前提事実に変動はない。

④ 小括

よって、9月4日付答申書における当該諮問事項に関する意見に変更はない。

(d) 結語

以上のことから、9月4日付答申書から9月24日付意見書作成日までの事情を勘案しても、9月4日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらない。

従って、9月24日付意見書作成日においても、9月4日付答申書において表明した当委員会の

意見に変更はない。

ただし、疑義を避けるために明記すると、9月4日付答申書において表明した当委員会の意見は、本公開買付けと従前呼ばれていた公開買付けを意味する第1回公開買付けについてのものである。そのため、9月4日付答申書はもとより、9月24日付意見書においても、当委員会は、第2回公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

- ⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
(訂正前)

<前略>

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の取締役会には、対象者の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

<前略>

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の取締役会には、対象者の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わしめると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、対象者の監査役3名は、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)に際して、異議がない旨の意見を述べているとのことです。

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、(i)外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待期間が延長

された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合、又は(ii)本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付け期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

(訂正前)

<前略>

その上で、対象者は、本日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、公開買付者は、情報漏洩への懸念から、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち対象者との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っておりませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降速やかに、対象者に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただくことを要請する予定です。

(訂正後)

<前略>

その上で、対象者は、2024年9月4日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容（当該意見書の具体的な内容については、上記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議並びに上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^①に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、(i) 外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合、又は(ii) 本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上